

# 動物検疫の役割とその現状

農林水産省動物検疫所

神戸支所 永井健二

はじめに

我が国の畜産は、生活水準の向上、食生活の多様化を背景として大幅な需要の伸びに支えられ、順調な発展を遂げ、農業の基幹的部門に成長した。このような状況の中で国民への安定的な食肉等の供給を図る上で、家畜、畜産物の輸入が果たす役割はきわめて重要なものがある。

一方、海外に目を向ければ、海外悪性伝染病（口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラ等）の発生があり、動物、畜産物の国際間物流の阻害因子の一つとなっている。その発生状況としては、口蹄疫については、ヨーロッパでは、1985年以降その発生は限局的となり、さらに1990年以降は発生が稀となっているが、中東地域ではトルコ、オマーン、サウジアラビア等で発生が認められている。アジア地域では日本、台湾、韓国等の一部の国を除く地域で発生が認められている。牛疫については、スリランカ、インド、パキスタンなどアジアと中東地域での発生が、アフリカ豚コレラについては、アフリカ諸国、スペイン、イタリア、ポルトガルでの発生の報告がある。

近年、輸送手段として、船舶輸送のコンテナ化、航空機輸送の大型化、高速化等により物流が増加している状況下で、国際物流の円滑化、迅速化が益々重要な課題となってきた。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの関税引き下げ等の取り決めにより、物流が益々促進される状況にあり、その増大によって、家畜の伝染性疾病の侵入の機会が高まることから、動物検疫の果たす役割は一層重要となってきた。

今回、動物検疫の役割と現状について述べる機会を得たことから、以下にその概略を紹介したい。

## 1・動物検疫の目的と役割

動物検疫は、海外から輸入される動物、畜産物を介して家畜の伝染性疾病がわが国に侵入することを防止するとともに、海外へ家畜の伝染性疾病を拡げる恐れのない動物、畜産物を輸出することによって、わが国の畜産の振興、ひいては国民の食生活の安定を図ることを目的としている。

また、動物検疫所の役割については農林水産省設置法において、

- ① 輸出入動物その他のものに対する家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による輸出入検査およびこれに基づく処置
- ② 輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく検査
- ③ 動物用生物学的製剤および予防器具の保管、配布、譲与および貸与等が定められている。

家畜伝染病予防法では一旦侵入するとわが国の畜産に重大な影響を及ぼし、ひいては国民生活上重大な結果を生ずる恐れのある口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラを3大海外悪性伝染病として位置付け、輸入禁止の対象疾病とし、地域と対象物を定めて輸入禁止措置を講じている。

これら海外悪性伝染病の発生状況、防疫措置等から地域を四つのカテゴリー（表1）に分け、それぞれの状況によって、偶蹄類の動物およびその肉等の輸入禁止または輸入に当たっての加熱処理条件等を定め、これら伝染病の侵入防止を図っている。

また、家畜の伝染性疾病の伝搬源となりやすいものを”指定検疫物”として特に指定している。指定検疫物の概要は、牛、豚、緬山羊等の偶蹄類動物、馬、ロバ、ラバ等の奇蹄類動物、鶏、アヒル、ガチョウ等の家きん類および兎、ミツバチなどと、これらの動物に由来する骨、皮、肉、卵、ハム、ソーセージ、ベーコン等の畜産物、精液、受精卵等を対象としている。

（表1）偶蹄類動物およびその肉等の輸入禁止地域の区分（概略）

地域	輸入禁止の対象			
	偶蹄類の動物（牛、豚、羊等）			
	生体	精液、受精卵	ハム、ベーコン、ソーセージ	肉、臓器
韓国、台湾、フィンランド、スウェーデン、ノルウエー、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、北アイルランド、アイルランド、アイスランド、マダガスカル、カナダ、アメリカ（ハワイ、グアムを含む）メキシコ、ペリウ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラガ、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、マリアナ諸島（サイパンを含む）、ニュージーランド、バヌアツ共和国、ニューカレドニア、オーストラリア、チリー、オーストリア、 (32地域)	○	○	○	○
シンガポール、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ユゴスラビア、スイス、英国（グレートブリテンに限る） (7地域)	○	○	○	△
中華人民共和国 (1地域)	○	○	△	△
上記以外の地域	※	※	▲	▲

○ 輸出国政府機関の検査証明書があれば輸入可能（ただし、物によっては条件が設けられているものもある。） (1996年10月1日現在)

※ 輸入禁止（ただし、試験研究用など特別の事情がある場合は、農林水産大臣の許可を受けて輸入可能）

△ 農林水産大臣が指定した処理施設、または、輸出国政府機関が指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関の証明書があるものは輸入可能

▲ 農林水産大臣が指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関の証明書があるものは輸入可能

輸入港は家畜の伝染性疾病の侵入門戸となりうることから、全国の海空港のうち特に、“指定港”として指定された海空港でなければ輸入は認められない制度になっている。

また、動物、畜産物の検疫は、輸出国において行われる出国検査および検査に基づく衛生証明発行等輸出国における検疫と、輸入国に到着後に行われる輸入検疫の2重検疫制度が国際的にとられている。

動物の輸入については、到着港における家畜防疫官による臨船（航空機）検査の終了後、動物検疫所のけい留施設へ収容され一定の期間けい留を行い、個体毎に臨床検査、血液検査、血清検査、細菌検査、およびウイルス検査等さまざまな検査が行われることになっている。

畜産物の輸入については、家畜防疫官により、予め指定された検査場所に搬入され、輸入のための検査を受けるが、悪性伝染病の汚染地域から輸入された骨、皮、毛類などは消毒の措置を、輸入が認められない場合は返送または滅却などの処置がとられる。

さらに、動物検疫所では神戸支所に口蹄疫の不活化ワクチンが備蓄されており、万一に備えた体制が取られている。

犬の検疫は狂犬病予防法に基づいて実施しており、わが国は1956年以降狂犬病の発生がない数少ない清浄国である。犬の輸入は近年におけるわが国と海外との国際交流の活発化に伴い年々増加傾向にある。犬の輸入に当たっては、輸出国政府機関の発行した狂犬病予防注射証明書および健康証明書の添付が必要となっている。（表2）

犬は他の動物と異なり、特に、最近では家族の一員として位置付けられていることから、輸入犬を一定期間けい留し、検査することに対して、輸入者（所有者）は犬に対する思いやりを優先し、別離に感情的になることも多々あり、その対応に苦慮することもある。

（表2）

## 犬の検疫

- 犬を輸入する場合は、輸出国政府機関により発行された次の二つの証明書が必要です。
  - 健康証明書（その犬が狂犬病にかかっていない旨、又は狂犬病にかかっている疑いのない旨を明記した証明書）と②狂犬病予防注射証明書（接種年月日及び狂犬病予防液の種類を明記した証明書）。具体的には次の表をご参照下さい。

証 明 内 容	けい留期間
健康証明書及び狂犬病予防注射証明書（注射後30日を超え、かつ、不活化ワクチンの場合は180日以内、生ワクチンの場合は1年以内、輸出国政府機関がその有効期間を証明している場合はその期間内）のある犬	14日
健康証明書、狂犬病予防注射証明書の有無、又は証明内容によりけい留日数が異なる	15日～180日
ただし、次の国（地域）から直接輸入される犬であって { サイラス、シンガポール、台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、連合王国（グレートブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストラリア、ニュー・ジーランド、フィジー諸島 } 下記①②③のすべての事項が明記されている輸出国政府機関により発行された証明書の有る犬 { ①狂犬病にかかっていないこと、又は狂犬病にかかっている疑いがなく ②当該地域において過去6ヵ月間又はその生産以来飼養されていたこと ③当該地域に過去6ヵ月間狂犬病の発生がなかったこと }	12時間以内

動物検疫所ではこれらの業務を執行するために農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）に基づき主要海空港（一本所、6支所、17出張所、4分室）に配置された286名（平成8年4月1日現在）の家畜防疫官によって検疫業務を行っている。（別表1）

## 2・動物検疫の現状

### 1) わが国の家畜・畜産物の輸出入状況

わが国の動物検疫は、既述のとおり家畜伝染病予防法と狂犬病予防法により輸出入検疫の対象動物が決まっている。

最近の動物の輸出入状況は、別表2に示すとおりで、従来から輸出は殆どなく輸入が主体となっているが、91年4月から牛肉の自由化がスタートした影響で、洋種の肉用種牛、国内で肥育する肥育用素牛の減少が続いている。改良用の乳用種牛や豚は国内畜産経営状況等により増減が著しいが、ここ数年輸入量が低位水準にある。しかし、馬については、レジャーブームや国際交流レースの増加を反映して乗用馬、競走馬が増加傾向にある。

なお、兎の殆どと、犬のうち約1万頭前後については、実験用として輸入されたものである。

また、精液、受精卵については、年々増加の傾向にあるが、これは牛、豚の精液、牛の受精卵であり、従来の優良種畜の生体での輸入から、精液、受精卵へ切り替える傾向がうかがえる。

畜産物の輸出入については、別表3に示すとおりで、動物同様、輸入が主体である。輸入状況として、総体的には漸増の傾向にあり、顕著な点としては、牛肉の自由化以降の肉類の増加傾向と、逆に、皮、毛類等の原料の減少傾向は、わが国の人件費などコスト高の関連から、製品輸入へ移行したものと考えられる。

### 2) 動物検疫を取り巻く国内外の状況

わが国の輸出入バランスは、1980年までは収支均衡的であったが、81年以降黒字基調となり、83年以降はそれが大幅となっていった。このため、いわゆる、プラザ合意後の大幅なドル安、円高の進行と、大幅黒字の主因が対米貿易であったため、貿易摩擦解消策として市場アクセス改善のためのアクションプログラム、日米構造問題協議等が行われ、貿易黒字減少につながる対策がとられた。特に、米国等の貿易関心品目であった牛肉等の輸入枠拡大、関税引き下げ、無税子牛の輸入割当策が取られ、さらに、91年度からの牛肉等の輸入枠撤廃が合意された。

これらの施策は、当然、家畜、畜産物の輸入増となり、特に、わが国の87年～91年の好況時には大幅な伸びを示した。

また、輸入手続きの迅速化も輸入拡大につながると考えられており、税関手続きが殆どコンピューター処理システムで行われている現在、畜産物の検疫手続きも「書類持参、許可書交付」ではなく、コンピューター端末からの申請、コンピューターによる許可通知」システムの導入が強く求められたため、97年2月からの運用開始に向けて現在、準備作業中である。

最後に、今まで述べてきた様な、ある程度の家畜衛生状態の向上を前提とした物流合理化対応ではなく、家畜衛生と国際物流合理化との調和の産物とも言えるものに、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおける衛生及び植物検疫処置の適用に関する協定（SPS-Sanitary & Phytosanitary-協定）がある。

94年のガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉については、農産物の輸入自由化、

関税化と段階的関税引き下げを主な結論として合意となっている。この農業協定は、今後の家畜・畜産物の国際物流拡大の要因となるが、これとは別に、交渉の中で、衛生規制が偽装された貿易障害とならないように国際基準作りの交渉が行われ、衛生（家畜衛生と食品衛生）及び植物検疫についてのSPS協定が結ばれ、95年に発効した。

内容としては、次のようになっている。

- ① 国際機関の定めた基準、指針、勧告に国内措置を調和させる。
- ② 科学的正当性がある場合または危険度評価手法に従った結果として、①より厳しい措置の採用が可能である。
- ③ 輸入の可否は、輸入危険度分析で行われ、輸入危険度分析の3要素である危険度評価と獣医組織の評価と地域主義により決定する。
- ④ 貿易に与える制限を最小にする。

これらは、わが国の家畜伝染病予防法の輸入禁止制度の運用と大きな隔たりはないが、禁止措置の透明性、国際調和をより明らかにすることが特徴となっている。ガット・ウルグアイ・ラウンドでは合意された多数の協定の管理機関として世界貿易機関（WTO）が同じく協定により設立されている。

おわりに

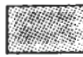

動物検疫は、科学的技術を基本としつつも、経済活動のひとつであり、経済性に十分配慮することが重要である。最近の家畜・畜産物の国際物流は、生産構造、市場構造が異なる国をまたがっても、極力、合理的な一貫した流れを作っていこうとする方向にある。この物流に関与する国境検疫においても、検疫・通関のコンピュータ処理システム等の衛生技術と直接関係のない部分の合理化、簡素化を進めるとともに、科学技術行政の一つとしてわが国の家畜に悪影響を与えない形で家畜衛生規制の国際調和、透明性を図ることが重要であり、物流の合理化との調和を配慮すると、国境検疫、国内防疫の役割の見直し、体制強化の検討も今後の課題として挙げられる。

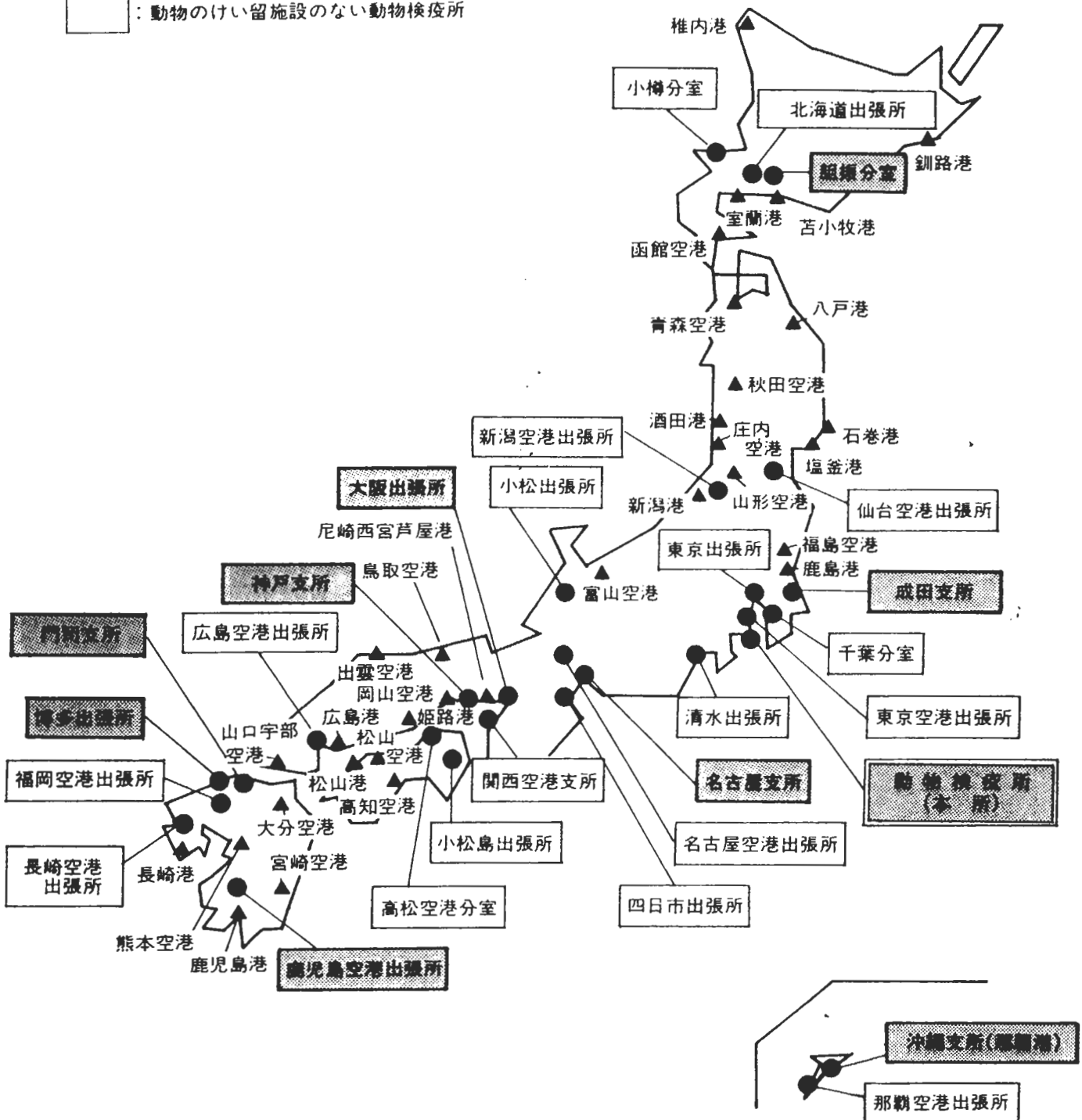
# 別表 1

## 動物検疫所の配置と指定港 (平成8年4月現在)

- : 動物検疫所を設置している場所
- ▲ : 動物検疫所を設置していない指定港

(指定港58か所)

-  : 動物のけい留施設を有する動物検疫所
-  : 動物のけい留施設のない動物検疫所



別表 2

動物の輸出入検査状況

(1) 輸入

(単位：件、頭、羽数)

年別	種類		牛	豚	縞山羊	その他の 偶蹄類	馬	兔	家禽	初生ひな	みづち (群)	精液 (本)	受精卵 (個)	指定外の動物		
	件数	数量												犬	鳥類	
平成 5 年	件数		397	61	6	6	357	66	6	246	17	306	3	13,002	1,210	2,222
	数量		17,627	636	55	11	2,435	8,770	15	1,937,041	5,809	158,065	48	12,983	4,081	591,570
平成 6 年	件数		267	71	3	2	400	64	2	210	11	427	39	13,937	1,129	2,153
	数量		11,278	546	11	2	2,432	6,503	8	1,382,410	5,445	207,555	677	13,902	4,076	552,982
平成 7 年	件数		957	72	3	8	554	109	3	237	18	498	60	17,764	1,344	2,292
	数量		10,788 (95.7)	708 (129.7)	23 (209.1)	33 (1,650.)	3,444 (141.6)	5,881 (90.4)	4 (50.0)	1,518,089 (109.8)	6,493 (119.2)	277,256 (193.6)	1,718 (253.8)	17,734 (127.6)	11,073 (271.7)	628,463 (111.6)
平成 8 年 7 月まで	件数		809	25	5		359		2	148				10,314		
	数量		7,488 (124)	532 (171)	46 (418)		1,987 (92)		3 (14)	941,587 (104)				10,304 (102)		

(2) 輸出

(単位：件、頭、羽数)

年別	種類		牛	豚	縞山羊	その他の 偶蹄類	馬	兔	家禽	初生ひな	精液 (本)	受精卵 (個)	指定外の動物		
	件数	数量											犬	鳥類	
平成 5 年	件数		3	-	-	5	31	11	3	9	8	-	3,658	898	130
	数量		19	-	-	32	51	57	9	62,690	32,226	-	3,658	106,681	1,422
平成 6 年	件数		3	1	-	8	34	16	1	7	15	-	2,904	1,002	151
	数量		36	5	-	25	45	17	6	61,837	184,545	-	2,904	90,733	1,838
平成 7 年	件数		4	-	-	6	44	35	3	4	9	1	2,412	1,136	196
	数量		93 (258.3)	-	-	33 (144.2)	65 (470.6)	80 (55.4)	58 (966.7)	34,244 (55.4)	33,296 (18.0)	80 (-)	2,412 (83.1)	150,831 (166.2)	2,714 (147.7)
平成 8 年 7 月まで	件数		1				8		2	2			1,348		
	数量		3 (3)				11 (44)		8 (14)	24,300 (126)			1,348 (90)		

( ) 書き数量は対前年同期比。平成 8 年は検査速報値

別表 3

畜産物の輸出入検疫状況

(1) 輸入 (単位：件、トン)

年別	種類		骨類	肉類	皮類	毛類	ミール類	その他の畜産物	指定検疫物以外の畜産物	合計
	件数	数量								
平成5年	3,722	372,193	5,826	9,097	2,669	7,480	49,550	450,427		
	192,576	1,712,973	199,401	55,118	241,472	19,984	11,285	2,432,809		
平成6年	3,627	357,431	4,702	8,967	2,280	8,352	46,604	431,963		
	160,997	1,885,197	158,992	51,477	205,344	19,592	18,785	2,500,384		
平成7年	4,514	367,148	4,770	7,267	2,426	7,797	45,948	444,384		
	174,570	2,198,559	169,067	29,595	238,766	20,093	18,912	2,849,010		
	(108.4)	(116.6)	(106.3)	(57.5)	(116.3)	(102.6)	(100.7)	(113.9)		
平成8年 7月まで	2,841	197,727	2,176	4,271	1,412	21,451		229,878		
	114,547	1,411,978	69,401	18,092	137,971	60,322		1,812,313		
	(121)	(128)	(81)	(91)	(94)	(115)		(121)		

(2) 輸出 (単位：件、トン)

年別	種類		骨類	肉類	皮類	毛類	ミール類	その他の畜産物	指定検疫物以外の畜産物	合計
	件数	数量								
平成5年	28	3,337	1,631	168	4	316	1,582	7,066		
	15	12,961	60,087	148	1	63	7,854	81,129		
平成6年	32	3,842	2,159	139	6	346	1,316	7,840		
	409	10,304	64,588	208	2	64	7,186	82,761		
平成7年	41	3,919	1,750	154	5	330	1,130	7,329		
	139	9,386	60,025	224	18	71	6,285	76,148		
	(40.0)	(91.1)	(92.9)	107.7	(900)	(110.9)	(87.5)	(92.0)		
平成8年 7月まで	34	2,116	1,065	87	2	429		3,733		
	52	4,286	35,789	472	1	1,490		42,090		
	(40)	(98)	(124)	(136)	(100)	(136)		(121)		

注) その他の畜産物には血清、卵類を含む。  
 ( ) 書き数量は対前年同期比。平成8年は検疫速報値



別表 4

輸入検査中における伝染性疾病の摘発状況

(1) 過去3カ年の伝染性疾病の摘発状況 (単位: 頭羽)

	牛	馬	豚	山羊	初生ひな
平成5年	68	19	47	2	2,704
平成6年	41	28	95	5	14,363
平成7年	174	17	1	0	38,537

(2) 動物の輸入検査中に摘発された主な伝染性疾病(平成7年)

(単位: 頭羽)

畜種	病名	発生	転			備考
			死亡	殺	返送	
牛	結核	8		8		アメリカ, カナダ
	ネ	12		12		オーストラリア, カナダ, アメリカ
	ブルセラ	3		3		アメリカ
	ブルセラ病及び牛白血病	1		1		アメリカ
	ブルセラ病及びアブルクソン病	1		1		アメリカ
	アブラマ病及びアブルクソン病	1		1		アメリカ
	牛ウイルス性下痢・粘膜炎	3		3		オーストラリア, カナダ, アメリカ
	ブルータン病	108		108		アメリカ
	牛白血病	39		39		カナダ, アメリカ
	エペリスロソニン病	1		1		アメリカ
馬	馬ウイルス性動脈炎	11		2	9	ロシア, カナダ, アメリカ
	馬ピロプラズマ病	5			5	ロシア
鶏	マラリア	4		4		インドネシア
	サルモネラ症	38,537	168	38,369		イスラエル, イギリス, アメリカ